

平成18年（行ウ）第467号 下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原告 原田 学 ほか52名

被告 東京都, 国

参加人 世田谷区

訴えの変更申立書

平成19年1月19日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉藤 驍 ほか

頭書事件について、原告らは、以下のとおり訴えの変更を申し立てる。

第1 変更後の請求の趣旨

- 1 東京都知事が平成18年10月18日になした別紙事業目録3記載の事業認可処分を取り消す。
 - 2 被告東京都は、別紙事業目録1記載の都市計画事業のうち前項の事業認可処分の対象を除くその余の事業区域に係る都市計画事業を認可してはならない。
 - 3 関東地方整備局長が平成16年3月23日になした別紙事業目録2記載の事業認可処分は無効であることを確認する。
 - 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 申立ての理由

- 1 東京都知事は、平成18年10月18日に別紙事業目録3記載の都市計画事業について認可処分を行った（以下、この処分を「本件認可処分」という。）。これは、別紙事業目録1記載の都市計画道路事業（東京都市計画道路事業幹線街路補

助線街路第54号線及び区画街路世田谷区画街路第10号線、以下「本件都市計画道路事業」という。)のうち、補助54号線事業の一部分及び区画街路10号線事業だけを対象としたものである。

補助54号線事業は、大幹線道路と大幹線道路とを結ぶ補助的道路事業としての位置付けの下に平成15年1月31日に都市計画変更決定がなされたが、世田谷区は、補助54号線の事業区域を恣意的に三つに区分し、そのうち大幹線道路と全く結節しない区域だけを対象として平成18年7月31日に事業認可を申請し、これに基づいて本件認可処分がなされた。

2 しかるに、本件認可処分は、以下に述べるとおり違法である。

(1) 訴状28～46頁に述べたとおり、本件認可処分の対象である別紙事業目録3記載の事業を含む本件都市計画道路事業の都市計画決定及び変更決定は、都市計画法、環境影響評価法及び道路構造令などに違反していると共に、あらゆる面において、重視すべき要素及び価値を不当かつ安易に軽視し、当然に尽くすべき考慮を尽くしておらず、明らかに裁量権を逸脱している。

また、訴状49～57頁に述べたとおり、小田急線代々木上原・世田谷代田間の連続立体交差事業は違法なものであり、その違法性は本件都市計画道路事業をも違法たらしめるものである。

したがって、本件都市計画道路事業の都市計画決定及び変更決定は、あらゆる角度から見て違法であり、違法状態が積み重なっているから、それを前提としてなされた本件認可処分もまた、違法である。

(2) さらに、訴状46～48頁に述べたとおり、本件認可処分は、①恣意的な区画割に基づいて事業区域を画している点で都市計画法13条柱書及び同条1項11号等に違反しており、かつ②都市計画との間に看過し得ない齟齬を来たしている点において都市計画法61条1号に違反している。

すなわち、前述のとおり、世田谷区は補助54号線の事業区域を恣意的に三つに区分した上で事業認可申請に踏み切ったものであり、その結果、本件認可処分の対象とされた事業区域は、環状7号線とも補助幹線道路26号線とも全く結節していない。このような事業区画割は、円滑な都市活動を確保するために決定された都市計画決定に適合しておらず、都市計画法13条柱書及び同条

1項11号等に違反している（上記①）。また、本件事業認可処分と都市計画決定の内容とを比較すると、区画街路10号線の延長について4メートル（総延長の約6.7%に相当する。）、「その他交通広場」の面積について100平方メートル（戸建住宅の一世帯ないし二世帯分に相当する。）の齟齬があり、認可処分の都市計画への適合を要求する都市計画法61条1号に違反している（上記②）。

- 3 よって、原告らは、本件認可処分の取消しを追加的に求める（変更後の請求の趣旨第1項）。

なお、本件都市計画道路事業のうち、本件認可処分の対象を除くその余の事業区域に係る都市計画事業については、世田谷区によって順次認可申請が進められる蓋然性が極めて高く、訴状48～49頁に述べた差止めの必要性が引き続き存するから、その認可処分の差止を求める（変更後の請求の趣旨第2項）。

以上

(別紙1)

事業目録1

- 1 施行者の名称
世田谷区
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線及び区画街路世田谷区画街路第10号線
- 3 事業計画
 - (1) 事業地
 - ア 収用の部分
東京都世田谷区北沢1丁目、北沢2丁目、代田6丁目地内
 - イ 使用の部分
東京都世田谷区北沢1丁目、北沢2丁目、代田6丁目地内
 - (2) 設計の概要
 - ア 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線
延長 1,330メートル
幅員 15～26メートル
 - イ 東京都市計画道路事業区画街路世田谷区画街路第10号線
延長 約60メートル
幅員 25～26メートル
その他 交通広場
面積 約5,300㎡

以上

(別紙2)

事業目録2

1 施行者の名称

東京都

2 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画都市高速鉄道事業第9号線

3 事業計画

(1) 事業地

ア 収用の部分

東京都世田谷区代田二丁目、代田三丁目、代田四丁目、代田五丁目、代沢五丁目、北沢一丁目、北沢二丁目及び北沢三丁目並びに渋谷区大山町及び上原三丁目各地内

イ 使用の部分

なし

(2) 設計の概要

ア 起点 東京都世田谷区代田三丁目

イ 終点 東京都渋谷区上原三丁目

ウ 延長 2,046m

エ 幅員 ー m

(3) 事業施行期間

平成16年3月23日～平成25年3月31日

以上

(別紙3)

事業目録3

1 施行者の名称

世田谷区

2 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線及び区画街路世田谷区画街路第10号線

3 事業施行期間

平成18年10月18日から平成27年3月31日まで

4 事業地

収用の部分 世田谷区北沢2丁目地内

使用の部分 世田谷区北沢2丁目地内

以上